

和歌山県特別栽培農産物認証実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県特別栽培認証要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、和歌山県特別栽培農産物の認証に関して必要な事項を定める。

(認定機関の認定)

第2条 要綱第3条第1項の規定による認証機関の認定申請は、次によるものとする。

(1) 認証機関認定申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(2) 認定申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア 定款の写し

イ 業務規程および認証事務処理体系図

ウ 申請の属する事業年度の事業計画

エ 現地確認、判定の担当職員履歴書

オ 役員名簿及び職員名簿

2 県は、申請機関が要綱第3条の要件に適合するときは、認証機関として認定し、当該申請機関に別記第2号様式により通知するものとする。

3 県は、申請機関が要綱第3条の要件に適合しないときは、当該申請機関に理由を付して別記第3号様式により、通知するものとする。

(認証機関の体制)

第3条 要綱第3条第2項第4号の規定による認証機関の体制は、次の通りとする。

(1) 認証に従事する者は、認証を行う農産物生産に関する知識を有した職員を配置していること

(2) 検査部門と判定部門が独立していること

(認定内容の変更)

第4条 認証機関は、第2条第1項の申請内容に変更があったときは、遅滞なく別記第4号様式により、県に申請するものとする。

2 県は、その変更内容が認証機関の要件に適合すると認めるときは、当該申請機関に変更を承認する旨を別記第5号様式により通知するものとする。

(認定の更新)

第5条 要綱第3条第4項に規定する認証機関の認定の更新は、次によるものとする。

(1) 認証機関は、認定の効力を失う30日前までに別記第6号様式により、県に申請するものとする。

(2) 認定更新申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア 定款の写し

イ 業務規程および認証事務処理図

ウ 申請の属する事業年度の事業計画

エ 現地確認、判定の担当職員履歴書

オ 役員名簿及び職員名簿

2 県は、認証機関として認定を更新するときは、当該機関に別記第7号様式により通知するものとする。

(認証機関の廃止届)

第6条 認証機関は、認証の業務を廃止するときは、その30日前までに別記第8号様式により、県に届け出るものとする。

(認証の報告)

第7条 要綱第4条第3項の規定により、認証機関は、認証の判定を行ったときは遅滞なく次の事項を県に報告するものとする。

(1) 認証を行った場合

ア 認証した者の氏名及び住所（団体の場合は構成員名簿を添付）

イ 認証した農産物の種類、予想出荷量及び出荷予定期間

ウ 認証したほ場の名称、所在地及び面積、又は精米施設若しくは小分け施設の名称及び所在地

エ 認証した年月日

(2) 認証を行わなかった場合

ア 認証しなかった者の氏名及び住所（団体の場合は構成員名簿を添付）

イ 認証しなかった農産物の種類又は精米施設若しくは小分け施設の名称

ウ 認証しなかった理由

エ 判定を行った年月日

(認証機関の認定の取り消し)

第8条 県は、要綱第5条により認証機関の認定の取り消しを行うときには、理由を付して当該認証機関に別記第9号様式により通知するものとする。

(認証マークの使用状況の報告)

第9条 認証機関は、認証した農産物に貼り付ける認証マークの使用状況について別記第10号様式により毎年3月31日までに県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成13年12月3日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年11月11日から施行する。

2 この要領による改正後の和歌山県特別栽培農産物認証要領の規定にかかわらず、平成16年3月以前に生産された農産物の認証については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県特別栽培農産物認証要綱第3条の規定に基づき、認証機関の認定を受けたいので、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第2条第1項の規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 認証機関の名称及び住所
- 2 認証を行おうとする農産物
- 3 認証を行おうとする区域及び事務所の所在地
- 4 認証業務以外の業務を行っている場合には、当該事業の概要及び認証業務との関連の有無
- 5 添付書類の種類

別記第2号様式（第2条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関認定通知書

年 月 日

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県知事 印

年 月 日付けで認定申請のありましたこのことについて、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第2条第2項の規定により、下記のとおり認証機関として認定します。

記

1 認定年月日

2 認定番号

3 認証機関代表者名

4 認証を行う区域及び事務所の所在地

5 認証を行う農産物

6 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

別記第3号様式（第2条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関不認定通知書

年 月 日

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県知事 印

年 月 日付けで認定申請のありましたこのことについて、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第2条第3項の規定により、認証機関として認定しないことを通知します。

記

1 認証機関として認定しない理由

別記第4号様式（第4条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関認定変更申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請機関名

住 所

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で認定された内容を下記のとおり変更したいので、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更前及び変更後の内容
- 3 変更の理由

別記第5号様式（第4条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関認定変更承認通知書

年 月 日

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県知事 印

年 月 日付けで認定変更申請のありましたこのことについて、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第4条第2項の規定により、承認します。

記

1 認定年月日

2 認定番号

3 認証機関代表者名

4 変更事項及び変更内容

5 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

別記第6号様式（第5条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関認定更新申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県特別栽培農産物認証要綱第3条第4項の規定に基づき、認証機関の認定の更新を受けたいので、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第5条第1項の規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 認証機関の名称及び住所
- 2 認証を行おうとする農産物
- 3 認証を行おうとする区域及び事務所の所在地
- 4 認証業務以外の業務を行っている場合には、当該事業の概要及び認証業務との関連の有無
- 5 添付書類の種類

別記第7号様式（第5条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関認定更新通知書

年 月 日

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県知事 印

年 月 日付けで認定更新申請のありましたこのことについて、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第5条第2項の規定により、下記のとおり認証機関としての認定を更新します。

記

1 認定年月日

2 認定番号

3 認証機関代表者名

4 認証を行う区域及び事務所の所在地

5 認証を行う農産物

6 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

別記第8号様式（第6条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関廃止届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請機関名

住 所

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により認定を受けました、和歌山県特別栽培農産物
認証実施要領第6条の規定により、認証機関の業務を廃止することを届出します。

記

- 1 認証機関を廃止する理由
- 2 認証業務を廃止する年月日
- 3 認証を行おうとする区域及び事務所の所在地
- 4 認証業務以外の業務を行っている場合には、当該事業の概要及び認証業務との関連の有無
- 5 添付書類の種類

別記第9号様式（第8条関係）

和歌山県特別栽培農産物認証機関認定取消通知書

年 月 日

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県知事 印

年 月 日付け 第 号で認定しましたが、和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第8条の規定により、認証機関としての認定を取り消します。

記

1 認定を取り消す理由

和歌山県特別栽培農産物認証マーク使用状況報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請機関名

住 所

代表者氏名

和歌山県特別栽培農産物認証実施要領第9条の規定により、認証マークの使用状況を下記のとおり報告します。

記

1 対象期間

年 月 日～ 年 月 日

2 認証マークの使用状況

生産者等の氏名 (団体の名称)	認証番号	認証マーク	
		使用態様等	使用数

注) 認証番号は、認証機関が生産者等に付す固有の番号（または記号）をいう。